

(別記様式第 1 号)

| | |
|--------|---------|
| 計画作成年度 | 令和 4 年度 |
| 計画主体 | 奈良市 |

奈良市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 観光経済部 農政課
所在地 奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
電話番号 0742-34-5142
FAX 番号 0742-35-5559
メールアドレス nousei@city.nara.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|------------------------|
| 対象鳥獣 | イノシシ、アライグマ、サル ニホンジカ |
| 計画期間 | 令和5年度～令和7年度 |
| 対象地域 | 奈良県奈良市全域 |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | |
|-------|-------|--------------|
| | 品目 | 被害数値 |
| イノシシ | 水稲 | 被害金額 1,753千円 |
| | | 被害面積 523a |
| ニホンジカ | 水稲 | 被害金額 1,043千円 |
| | | 被害面積 458a |
| アライグマ | 野菜、果樹 | 被害金額 99千円 |
| | | 被害面積 25a |
| サル | 野菜、果樹 | 被害金額 53千円 |
| | | 被害面積 25a |

(2) 被害の傾向

| |
|--|
| <p>○イノシシ</p> <p>市東部・都祁・月ヶ瀬地域においては、年間を通じて農作物の食害や、掘り起こし、踏み荒らし等の被害が多発し、営農意欲の減退の大きな要因となっている。近年では、平坦部の山際の人家近くまでイノシシが出没しており、農作物の被害が散見している。また、農業被害以外では、掘り起こしによって、畦、法面、農道等にも被害が発生している。</p> <p>○アライグマ</p> <p>市全域で被害が発生しており、スイカ、トウモロコシなどの夏野菜を中心に、秋にはカキなどの果樹の食害が急増している。また、民家や空き家の屋根裏での繁殖等による生活環境被害や、寺社、仏閣等の文化財への被害の恐れがある。</p> <p>○サル</p> <p>市東部地域で被害が発生しており、スイカ、トウモロコシなどの夏野菜を中心に、秋から冬にかけてはタマネギ、ジャガイモ等への食害が発生している。</p> <p>また、民家の屋根の上を走り、瓦を損壊させる等の生活環境被害も見られ、市街</p> |
|--|

地での被害の恐れがある。

○ニホンジカ

都祁・月ヶ瀬地区で被害面積・量とも年々増加しており、生息域の拡大・個体数の増加が推測される。また、近年では、人家近くまでシカが出没し、果樹、野菜、花き等を食べる等の食害があり、被害が深刻化している。

(3) 被害の軽減目標

| 指標 | 現状値（令和3年度） | 目標値（令和7年度） |
|----------|---------------------------------|---------------------------------|
| 被害金額（千円） | ・イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、サル 2,948千円 | ・イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、サル 2,500千円 |
| 被害面積（a） | ・イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、サル 1,031a | ・イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、サル 850a |

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
|-----------|---|---|
| 捕獲等に関する取組 | イノシシ・ニホンジカ 猟友会による捕獲 （有害鳥獣駆除 銃・わな） くくりわな・箱わな通知システムによる猟友会見廻り負担軽減 サル ICTを活用した大型捕獲檻の導入と大型捕獲檻の増加 アライグマ 猟友会による捕獲 アライグマ防除実施計画による捕獲 | 猟友会会員の高齢化等により狩猟免許保持者が減少していることから、捕獲従事者の確保のため、市単独で狩猟免許取得に対する助成を行い捕獲者の増加に努めているが、今後を担う若手狩猟者の育成とともに、平日に従事ができる猟友会会員の確保及び見廻り等さらなる地域住民の協力が課題である。 効果的な捕獲と猟友会による見回りに係る労務の低減を目的として、イノシシ・ニホンジカ・サルについてはICTを活用した捕獲に関する取組を行っている。ICTを活用した捕獲檻については、さらなる機材の導入と取組を行い、効果的な捕獲方法を確認していく必要がある。 また、アライグマについては、農作物への被害はもちろんのこと、昨今、生活環境への被害が増加している。防除効果を高めるためにエサ資源を与えないこと |

| | | |
|---------------|------------------------------------|---|
| | | が、大切である。 |
| 防護柵の設置等に関する取組 | 有害獣防除施設設置補助事業 農地に設置する侵入防止柵の設置補助 | 防護柵は、被害地域における少数単位での農地を囲い込む電気柵の設置による防護を主流として取り組んでいる。また、一部地域で集落単位での農地を囲い込むワイヤーメッシュ柵の設置も行う。柵を設置したことに満足することなく、電気柵・防護柵の補修や定期的な点検について啓発する必要がある。 |
| 生息環境管理その他の取組 | 鳥獣の隠れ場所となる藪の刈払いや放任果樹の除去について指導を行った。 | 鳥獣を寄せ付けない環境づくりを行ううえで、鳥獣の隠れ場所となる藪の刈払いや放任果樹の除去について、啓発を行う必要がある。 |

(5) 今後の取組方針

捕獲従事者の確保については、狩猟免許取得に対する助成を行い、今後を担う若手狩猟者の育成と、平日に捕獲への従事ができる猟友会会員の確保に努める。

また、ニホンジカやサルへの農林業被害に対応するため、高さのある防護柵に対しての補助も引き続き取り組んでいく。更に老朽化した電気柵等の改修に対しての補助も引き続き取り組み、被害軽減を図っていく。

また、捕獲については、今後も猟友会の協力を得ながら、ICTを活用した捕獲機器の活用により見回りに係る負担を軽減しつつ捕獲檻の設置箇所を増やし、農作物への被害軽減に努めていく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

○イノシシについては、被害状況を把握し（一社）奈良県猟友会奈良支部、柳生支部、西奈良支部、都祁支部、月ヶ瀬支部の協力を得ながら、本計画に基づく捕獲を実施していく。

○アライグマについては奈良市アライグマ防除実施計画により、被害農家自らが捕獲従事者として自己所有地内での捕獲活動を行う。

○サルについては、個体数の状況を把握し（一社）奈良県猟友会奈良支部、柳生支部、月ヶ瀬支部の協力を得ながら、本計画に基づく捕獲を実施していく。

○ニホンジカについては被害状況を把握し、（一社）奈良県猟友会奈良支部、都祁支部、月ヶ瀬支部の協力を得ながら、本計画に基づく捕獲を実施していく。

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-------|----------------------------|--|
| 5～7年度 | イノシシ・サル・ニホンジカ アライグマ | ○捕獲従事者の確保のため、狩猟免許取得に対する助成を行い、今後を担う若手狩猟者の育成に努めるとともに、平日に捕獲への従事ができる猟友会会員の確保に努める。 ○イノシシ・ニホンジカの捕獲檻、サルの大型捕獲檻の設置箇所増やすように努める。 ○ICTを活用した捕獲機器を駆使し見回りへ労力の軽減を図り、農作物への被害軽減に努める。 捕獲檻を増加しさらなる捕獲に努める。 |

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数等の設定の考え方 | |
|---------------|---|
| ○イノシシ | 奈良県イノシシ第二種特定鳥獣保護管理計画（第5次）を踏まえ、適正な捕獲を実施していく。具体的には、近年の捕獲実績と被害状況等を考慮して捕獲数を設定し、被害地域における捕獲を実施する。 |
| ○アライグマ | 特定外来生物であることから、地域から可能な限り排除するため、前計画より捕獲数を増やし、出没の形跡があれば有害駆除や防除計画に基づき、捕獲檻の設置により捕獲を実施する。 |
| ○サル | 奈良県ニホンザル第二種特定鳥獣保護管理計画（第1次）を踏まえ、被害状況等を考慮して捕獲数を設定し、被害地域における捕獲を実施する。 |
| ○ニホンジカ | 奈良県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第7次）を踏まえ、適正な捕獲を実施していく。具体的には、近年の捕獲実績と被害状況等を考慮して捕獲数を設定し、被害地域における捕獲を実施する。 |

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
|-------|--------|------|------|
| | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
| イノシシ | 500頭 | 500頭 | 500頭 |
| アライグマ | 600頭 | 600頭 | 600頭 |

| | | | |
|----------------------|------|------|------|
| サル | 50頭 | 50頭 | 50頭 |
| ニホンジカ（都祁地区及び月ヶ瀬地区のみ） | 170頭 | 170頭 | 170頭 |

| |
|---|
| <p>捕獲等の取組内容</p> <p>○イノシシ・ニホンジカ 銃器による捕獲を積極的に実施するとともに、箱わな・くくりわなによる捕獲を4月1日から10月31日までの有害鳥獣捕獲等許可期間内に、被害届等に基づき効果的と考えられる場所に設置し、被害軽減を図る。</p> <p>○アライグマ 4月1日から翌年3月31日までの有害鳥獣捕獲等許可期間内に、捕獲檻の貸し出しを行い、捕獲・駆除に努める。</p> <p>○サル 銃器による捕獲を積極的に実施するとともに、大型捕獲檻及びICTを活用した大型捕獲檻による捕獲を4月1日から翌年3月31日までの有害鳥獣捕獲等許可期間内に効果的と考えられる場所に設置し、被害軽減を図る。</p> |
|---|

| |
|-----------------------------|
| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
| |

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|------|------|
| | |

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
| イノシシ アライグマ サル ニホンジカ | 防護柵（電気柵・メッシュ柵含む。） 45,000m | 防護柵（電気柵・メッシュ柵含む。） 39,000m | 防護柵（電気柵・メッシュ柵含む。） 33,000m |

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-------|-------------|-------------------|
| 5～7年度 | イノシシ・アライグマ・ | ・地域住民による防護柵の管理、運営 |

| | | |
|--|--------------|------------------|
| | サル・ニホン ジカ | ・防護柵周辺での罠による有害捕獲 |
|--|--------------|------------------|

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

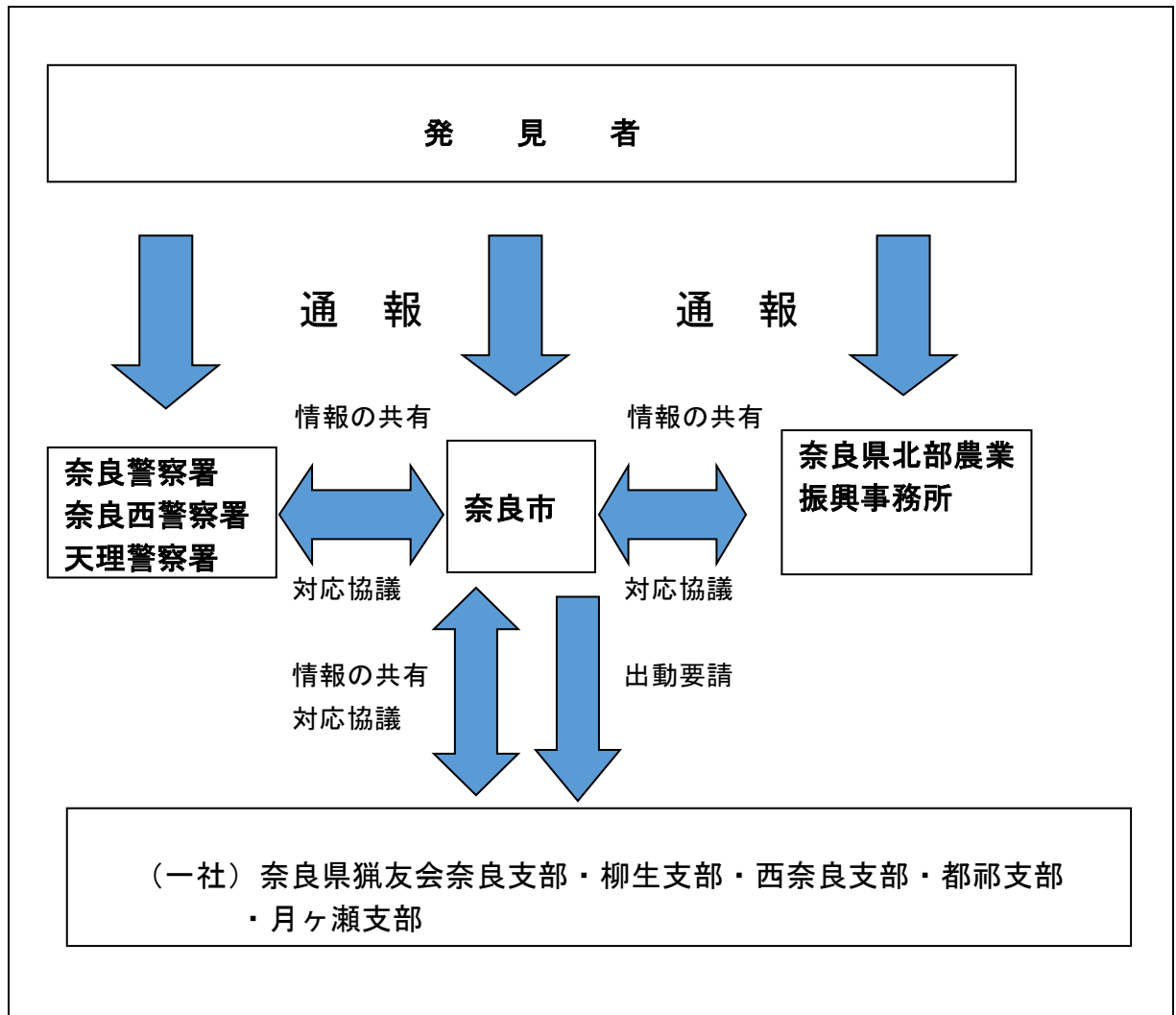
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-------|---------------------------------|-------------------------------|
| 5～7年度 | イノシシ・ アライグマ・ サル・ニホン ジカ | ・ほ場周辺の草刈り ・農産物残渣や放任果樹の適正管理 |

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称 | 役割 |
|--|----------------------|
| 奈良市 | 情報収集、連絡調整、広報活動 |
| (一社) 奈良県猟友会 奈良支部 (一社) 奈良県猟友会 柳生支部 (一社) 奈良県猟友会 西奈良支部 (一社) 奈良県猟友会 都祁支部 (一社) 奈良県猟友会 月ヶ瀬支部 | 捕獲の実施 |
| 奈良警察署 奈良西警察署 天理警察署 | 情報収集、現場付近での注意喚起、安全確保 |
| 奈良県北部農業振興事務所 | 情報収集、助言 |

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、環境に配慮し埋設処理若しくは焼却処理を行うこととする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

| | |
|--------|----------------------|
| 食品 | 利用していない。また、今後の予定もない。 |
| ペットフード | 利用していない。また、今後の予定もない。 |
| 皮革 | 利用していない。また、今後の予定もない。 |
| その他 | 利用していない。また、今後の予定もない。 |

| | |
|-------------------------------|--|
| (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等) | |
|-------------------------------|--|

(2) 処理加工施設の取組

| |
|--|
| |
|--|

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

| |
|--|
| |
|--|

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| 協議会の名称 | 奈良市鳥獣被害防止対策協議会 | |
|--|--|--|
| 構成機関の名称 | 役割 | |
| 奈良市 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会の運営 ・ 被害軽減のための各種活動 ・ 猟友会との調整 ・ 地元指導者の育成及び狩猟者の育成 ・ 有害鳥獣被害対策に係る情報提供 | |
| 奈良市農業委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣に係る情報提供 | |
| 奈良県北部農業振興事務所 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣に係る情報提供と技術指導 | |
| (一社) 奈良県猟友会 奈良支部 (一社) 奈良県猟友会 柳生支部 (一社) 奈良県猟友会 西奈良支部 (一社) 奈良県猟友会 都祁支部 (一社) 奈良県猟友会 月ヶ瀬支部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣捕獲・駆除の実施 ・ 狩猟技術の指導 | |
| 奈良県農業協同組合 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地被害状況に関すること ・ 営農指導における被害防除活動 ・ 被害軽減のための各種活動 | |
| 奈良県農業共済組合 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地被害状況に関すること ・ 営農指導における被害防除活動 ・ 被害軽減のための各種活動 | |
| 奈良市森林組合 都祁森林組合 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣に係る情報提供 | |

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役割 |
|---------|--|
| 地元自治会 | <ul style="list-style-type: none">・ 有害鳥獣に係る被害状況の連絡・ 駆除依頼・ 駆除の協力・ 地元住民への協力要請 |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊は鳥獣による農林業被害を防止するため、本計画に掲げる対象鳥獣の捕獲等その他の計画に基づく被害防止施策を適切に実施する。また構成員は「奈良市鳥獣被害対策実施隊設置要領」に基づき、市長が指名した12人で構成する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

奈良市農政課は被害対策の窓口相談となり、北部農業振興事務所と連携して対策の指導・啓発を行う。また奈良市鳥獣被害防止対策協議会は対策に必要な事業を実施する。防護柵の設置と保守管理は受益者が行うことを基本とする。潜み場所となる雑草地の除草や餌場となる収穫残渣の除去などは集落住民が自ら実施し、放任果樹や竹林の伐採などの緩衝帯整備についても集落単位で住民の相互協力により行う。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

関係機関等と鳥獣による被害の情報共有を図り、効果的な捕獲と防護を目指す。また、被害のある各地域において、広域的かつ組織的な被害防止対策を実施する。